

■ 大規模行為のデザインガイドライン チェックリスト（建築物）

項目	デザインガイドライン	山地 景観 地域		田園 景観 地域		市街地 景観地域			歴史 景観 地域		配慮事項		
		大和青垣景観区域	自然景観区域	平地の里景観区域	山間の里景観区域	都心景観区域	市街地景観区域	西北部住宅地景観区域	歴史拠点景観区域	歴史的な風土景観区域			
建築物	配置規模	・植栽が可能な空地进行をできるだけ設け、ゆとりと潤いのある空間を確保すること。	○	○	○	○			○	○	○	○	
		・周囲の建築物等との調和に配慮すること。							○	○	○	○	
		・周囲の自然環境との調和に配慮すること。	○	○	○	○					○	○	○
		・現在の地形を活かすこと。	○	○	○	○						○	○
		・農地の拡がり感を阻害しないこと。				○	○						
		・歴史的資産や山並みへの眺望ならびに歴史的資産からの眺望に配慮すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		・奈良らしい眺望景観（※1）等を阻害しないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	形態意匠	・周辺景観との調和に配慮すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		・屋根の形状は、勾配屋根を用いるなど、地域特性を生かした形状とすること。	○	○	○	○			○	○	○	○	
		・屋上設備などの突出した物を設ける場合は、外壁の色彩に準じた色彩の壁面を立ち上げるか、またはルーバー等による適当な覆い措置を講ずること。							○	○	○		
		・給水管やダクト等は、外壁面に露出させないよう設置すること。やむを得ず露出する場合は、道路からできるだけ見えない位置に設置するか、または壁面と同色の仕上げを施す等の措置を講ずること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		・屋外階段及びバルコニーを設ける場合は、形態、材料、色彩によって建築物全体の調和に配慮すること。							○	○	○		
		・長大で無窓など、単調な壁面を作らないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
・低層部（10m以下）は、賑わいを演出した明るく開放的な意匠とするよう努めること。							○						

(※1)「奈良市眺望景観保全活用計画」に定めています。  
 ・建築物の仕上げを金属素地とする場合は、光沢のないものとする。  
 ・歴史景観地域が重なれば、優先される。

項目	デザインガイドライン	山地 景観 地域		田園 景観 地域		市街地 景観地域			歴史 景観 地域		配慮事項
		大和青垣景観区域	自然景観区域	平地の里景観区域	山間の里景観区域	都心景観区域	市街地景観区域	西北部住宅地景観区域	歴史拠点景観区域	歴史的な風土景観区域	
色彩 素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋根の色彩は「景観区域ごとの景観づくりの基本方針」に則した色彩とすること。マンセル値は別表1による。</li> </ul>	○	○	○	○		○	○	○	○	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外壁の色彩は、「景観区域ごとの景観づくりの基本方針」に即した色彩とすること。マンセル値は別表1による。</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	<p>但し、各面見付面積の20分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、上記に依らない。</p>	○	○	○	○	○	○	○			
	<p>商業地域における低層部（10m以下）は、周囲の店舗等と共通性のあるアクセントカラーを用いるなど、町並み景観の演出に配慮すること。</p>						○				
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、屋根の色彩と調和の取れた色彩とすること。</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• うるおいのある景観を形成するため、屋上緑化などに努めること。</li> </ul>					○					